

| X 報 NO. 2191

令和5年(2023年)

## 人権週間 12/4<sub>(月)</sub>~10<sub>(日)</sub>

「誰か」のことじゃないジブンゴトとして考えよう

自分とは関係ない問題と思っていませんか? 人権は、人間らしく生きるために誰もが持っている権利です。 知らないことで、誰かの人権を傷つけてしまうことがあります。 誰かのことではなく、自分のこととして考えてみましょう。

問 人権推進課人権推進担当 ☎3647-1164、FAX3647-9556

## 人権擁護委員さんに聞いてみた

人権問題についてちゃんと理解するため、人権相談に応じ、人権の大切さについて啓発活動を行う、 法務大臣が委嘱したボランティア「人権擁護委員」の方にお話を伺ってみました。

Q1 人権問題には どんなものがありますか?

- A1 法務省が定める「啓発活動強調事項(※)」に例示されるように、さまざまなものがあります。誰もが等しく幸せに生きる権利を阻害する言動はすべて人権問題で、決して許されるものではありません。
- Q2 最近はどんな相談が 多いですか?
- A2 インターネットやSNSによる誹謗中傷やプライバシー侵害、職場でのさまざまな ハラスメントなどの相談が多くなっています。
- Q3 誰かの人権を傷つけないために、 私たちはどんなことに 気をつけていればいいですか? \_
- A3 常に客観的な視点を持つことです。例えば、SNSでの発信は情報の拡散により被害が拡大してしまいます。感情のままに発信せず、一度冷静になって読み直すこと、自分が発信しようとしている内容が、しっかりした事実に基づく情報であるか確認することが大切です。
- Q4 誰かが人を傷つけるのを 見たとき、どんな行動を とればいいですか?
- A4 一人で解決しようと抱え込まないことが大事です。例えば、児童 虐待が疑われる案件を発見したときは、すぐに区の担当部署や 児童相談所など専門機関に連絡してください。どこが専門機関か わからないときは、まず私たち人権擁護委員にご相談ください。

「人権問題」って難しく考えていたけど、けっこう身近な問題なんだとわかりますね。 これを機会に、人権問題や人権擁護委員さんの活動についてもっと理解を深めていきましょう。



**◆人権に関する取り組み** (区ホームページ)

中村 浩紹さん

## 啓発活動強調事項(※)

## **項(※)** 法務省が定める今年度啓発に力を入れる17項目です!

- ●女性の人権を守ろう
- ●こどもの人権を守ろう
- ●高齢者の人権を守ろう
- ●障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ●部落差別(同和問題)を解消しよう
- ●アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ハンセン病患者・元患者やその家族に対する 偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人やその家族に対する 偏見や差別をなくそう
- ●犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- ●インターネット上の人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する 認識を深めよう
- ●ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ●性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- ●人身取引をなくそう
- ●震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

人権についてもっと知ろう! 人権擁護委員の活動や啓発イベントなどについては10面をチェック‼ ▶▶